

第2回兵庫県規制改革推進会議 議事要旨

1 開催実績 令和6年3月18日(月) 13:30~14:30 県庁3号館中会議室

2 出席委員 岸 敏幸 (兵庫県経営者協会専務理事)
中川 丈久 (神戸大学大学院法学研究科教授)
那須 健 (日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長)
三宅 康成 (兵庫県立大学環境人間学部教授)
※新保 奈穂美 (兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科講師)、
中後 和子 (学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長) は欠席
(五十音順)
(オブザーバー)
※門 康彦 (県市長会会長(淡路市長))、
庵途 典章 (県町村会会長(佐用町長)) は代理出席

3 審議の内容

(1) 第1回会議で継続審議となった事項

① 建築物環境性能評価の市町条例との関係の見直し (事務局)

本日欠席の委員から意見を頂いているので紹介する。「事業者にとっては、神戸市が注力するという省エネ基準への適合性クリアのための届出作成の方が、CASBEE よりも何倍も手間だと聞いている。また CASBEE 届出を任意にしてもインセンティブが働くとの意見だが、省エネ性能の適合を重視するあまり、今後も CASBEE の活用を希望する事業者の利便性をあまり考慮していないのではないか」とのことだ。

(委員)

神戸市回答に対する所管部局の意見を聞きたい。

(所管部局)

1点目、CASBEE の評価はほぼB以上で、SやAは増えていないとのことだが、Bの中にも、B⁺ (良い) とB⁻ (やや劣る) の2つの指標がある。直近5年間でB⁻は10~15%程度だが、届出の際にはB⁺以上を目指すよう指導しており、結果B⁻からB⁺に評価が良くなる場合もある。県では約25%程度が見直され、環境性能が底上げされている。

2点目、人材不足は建築分野に限らないことで、必要な制度をやめる理由にはならない。令和7年度から、全建築物に対し省エネ性能適合性を確認する必要があるが、現在国でも手続の簡略化を進めている。本県も CASBEE の電子申請による届出を可能とする予定で、事務軽減を図っている。

3点目、現行の CASBEE 制度には省エネ性能として、断熱性能やエネルギー消費性能に関する評価が含まれており、県としても項目の追加や評価の重点化は必要ないと考えている。

4点目、建築物省エネ法では省エネ基準適合の義務化により実効性を高めている。さらに、補助金等のメリットを設けることでインセンティブを与え、基準を上回る、環境性能のより高い建築物へ誘導している。一方 CASBEE 制度でも、届出の義務により実効性が保

たれており、任意の届出・公表制度を残すだけでは、事業者へインセンティブが働くとは考えにくい。

5点目、届出を任意にすると実効性は低くなると考える。CASBEEは環境配慮について6つの大項目を総合的に評価するものだが、神戸市のいう省エネ性能はこのほんの一部分である。残りの大部分については、省エネに注力しても評価には影響がなく、仮に省エネ以外の部分も含め条例化するのであれば除外も考えられるかと思うが、省エネという一部分だけを強化しても、全部を措置したとは考えられない。

(委員)

神戸市は、任意化したいが県条例の適用除外は維持して欲しいということだが、任意化するとどうなるのか。

(所管部局)

環境性能評価結果の届出があったもののみ公表することになるかと思う。

(委員)

県の場合は、届け出なかったものについて、そのことの公表も行うのか。

(所管部局)

担保性を持たせるために、届け出なかった場合は公表できるとマニュアルに記載している。しかし現状は、勧告せずとも届出がないと指摘すれば届出されている。神戸市は、任意で届出されたものは、今まで通り公表するつもりのようなのだが、そうするとB⁻やB⁺は基本的に届出されないのではないかと考える。

(委員)

公表されても困るので、そもそも届出をしなくなると。

(所管部局)

そうなると考えている。令和7年度から全建築物に適合義務が生じる改正建築物省エネ法は、不適合の場合建築確認が下りない仕組みだが、それでも義務化により実効性を持たせている。このCASBEEも義務化しているから届出があるが、任意の場合、省エネだけでなく景観やリサイクル等外部環境に与える影響を評価する機会がなくなる。CASBEEにより、そのような環境への意識づけができているものと考えている。

(委員)

県のCASBEEは建築確認の要件には入っていないが、条例上の義務を果たさなかった場合届出を勧告し、それでも届け出なければ公表することが可能だ。神戸市の提案ではそこが違い、出さなければ出さないままだと。

(委員)

神戸市は任意の届出・公表制度を残せば、総合的な環境性能を向上させるインセンティブが働くというが、このインセンティブが省エネに関してのみなのか、建築物全体を含めてのことなのか曖昧で、任意化したいという説得力としては弱いと感じる。

(事務局)

B⁻など改善の必要があるところは、任意の制度があっても届け出ないが、S、Aなどすでに十分なレベルを持つところは、むしろ公表してもらい積極的にPRしてほしいというインセンティブがあるということでは。

(委員)

県としては、それでは不十分なので義務としているわけだ。

(所管部局)

義務付けにより、建築物の外部環境への影響や建物そのものの環境性能などをトータル

で考えることができる。2,000 m²という大規模なものを建てるので、周囲への気配りと作法として、建築士や設計者が考えるべきプロセスの1つと考えている。

(委員)

対象は大規模なものなので、新築、増築など構造をさわるときには必ずチェックを行い、その際に、様々な外部環境に配慮してくださいということか。

(所管部局)

B⁺を目指して、届出の機会に評価が上がるよう指導している。ある市では、指導により全部B⁺にしてくれているということなので、インセンティブ目当てでSやAを目指す者だけでなく、B⁻をB⁺にするという意味からも、全体の底上げを図るために届出制度は必要と考えている。

(委員)

補助金は評価に応じて、県内全て同じような額なのか。

(所管部局)

基本的に補助金と制度は連動していない。しかし、例えば都心部の大規模再開発などでは、容積率アップや税制上の緩和などの措置について、要件としてSやAなどを求める場合がある。なので、そのような大きな建物については、皆さんSやAを取りにくる。何もなければ、お金もかかるのでB⁺に収まっている傾向だ。

(委員)

実際にB⁻やCはあるのか。

(所管部局)

Cもあるが、建築基準法どおりやれば概ねB⁻かB⁺になる。そこで、B⁻のものが少し高効率の設備に変えるなど、工夫するとB⁺評価になるので、県としてはこれを目指し、条例をつくり運用している。

(委員)

つまり、法令をギリギリ守るだけではB⁻になる可能性があり、それ以上の工夫をすれば評価が上がる。また、そもそも法令で規制されてない項目もあるので、それも工夫すればその分だけ評価が上がる。それを意識してもらうため、義務付けているということか。

(所管部局)

それが底上げの一番大きな目的だ。大きな建物を建てるときには、環境に与える影響を一定配慮するという意識づけが大事である。

(委員)

大規模再開発などの大きな建物は、それを皆さん意識しているということか。

(所管部局)

制度の対象は2,000 m²以上だが、先ほどの再開発の例は1～2万m²超の群を抜いたものだ。デベロッパーやゼネコンからは、感覚としてB⁺からAに上げるのに1割増し、Sに上げるのに2割増しの費用がかかると聞いたことがある。全てをそういう建物にすると、設計者や事業者には過大な負担をかけるので、一定はB⁺を目指してもらい、都市再生等のリーディングプロジェクトはSやAを目指してもらいたい。そのようなものは、法規制上の緩和や税制上の措置といったインセンティブも一緒についてくる。

(委員)

神戸市の提案の背景は、1割2割の費用負担が可能な大規模なところはやるが、それ以外のところはやるメリットがないので、CASBEE 制度そのものの効果に対して疑問を持っているのでは。環境配慮には費用がかかるので、本当は一番対策してほしいところが対策し

ないというジレンマがあり、深読みしすぎかもしれないが、もしかすると底上げは少し難しいと言っているのではないか。

(所管部局)

省エネに関しては、国がかなりレベルの高い目標値を掲げて取り組んでいる。しかし、CASBEE で省エネはごく一部の項目なので、任意化すると他の項目の担保性が全くなくなる。また、神戸市のような大きなところが義務をやめると、県全体で取り組んでいないと言われた時に説明ができない。単に説明ができないだけでなく、環境に対して市民県民の意識が高い中で、任意化という制度そのものを根底から覆すようなことに関して、所管部局としては説明できないと考えている。

(委員)

普通はそう思うが、にもかかわらず言ってきているのはなぜだろうか。

(所管部局)

早くプロジェクトを進めたい事業者にとっては、届出は無いに越したことがないので、手続の全般的なことを言っているのかと理解している。建築物を建てる時には、様々な届出が必要だが、1つでも減れば設計者ならラッキーと思う。しかし、届出が任意となった場合に、あえてこのプロセスをやるかという、多分全部省略してしまうと思う。補助金や容積率のボーナスが欲しい時は届け出るが、任意になれば、届け出る設計事務所、建築主はかなり減るのではないかと考えている。

(委員)

届出の手間は大きくないということではなかったか。

(所管部局)

それには少し語弊があり、新たな資料づくりがあまりないということだ。CASBEE 提出時の添付図書のうち大部分は、既存の書類の提出で新たに作る必要は無いが、付けること自体が面倒という人もいる。また、既存データを CASBEE 評価ソフトに入力していき、その数値により評価が決まるが、この入力自体を手間と言う人もいるだろう。今回、県に提出する地域では全部インターネットでの申請を可能とするので、ファイルの添付だけで良く、さらに事務が軽減されると思うが、届出があるというだけで、行政に出すのが手間だと思ふ事業者もいることは事実である。

(委員)

一番の手間は、少しでも評価を上げようと思うと建築費がかさむということでは。

(所管部局)

AやSにするときはかかるが、B⁻からB⁺にするのはあまりかからないと思う。B⁻の場合、実際に取り組んでいることでも、ソフトへの入力がされていないこともあるようで、少しの工夫でB⁺になることもある。全然費用がかからない、ということではないが。

(委員)

B⁻でいいと言う人は別に何もしないのか。事業者にとってメリットもないのか。

(所管部局)

ホームページ上で公表されるので、周りがB⁺以上のところにB⁻があれば、イメージとしてよくないと思う。

(委員)

それを誰が気にするのか。建物を買う人は、建築・設計料で最初からわかるのでは。

(所管部局)

発注者側の意識はあまりないと思うが、全体の建物の環境性能が上がれば、供給者側の

意識が高まるので、結果として底上げに繋がるというのが現実かと思う。

(委員)

SやAは少し別の話で、B⁻をB⁺にすることが、むしろ目標だと。

(所管部局)

SやAは、デベロッパーや建設会社が自らの技術力を示すために、他社よりも頑張っていることを示すために使うことはできると思う。それ以外のものについて、放っておけばB⁻が割と出てきてしまうので、それをB⁺に上げたいという思いがある。

(委員)

神戸市の回答は、任意化しても届出・公表制度を残すことでメリットは維持されるということだと思うが、所管部局の、任意化によりインセンティブは働きにくくなるという主張の方が、私にはよく理解できた。規制を緩和することで、マイナスになっては本末転倒だと思う。少しでもいいのでトータルでプラスにならないと意味がないとっていて、今回の提案は少しマイナスの印象があり、緩和するメリットがあるのかと疑問に感じた。

(委員)

任意の届出・公表制度を残すというが、行政の手續上として任意というのに違和感がある。SやAを目指すのであれば、逆に神戸市は徹底して指導をした方が、より模範的な取り組みになるように思う。

(委員)

建築基準法とは少し異なるかもしれないが、品質管理等の分野で国主体から事業者責任に変わることがあった。事業者責任となると、事業者がきちんと説明する必要があるのかえって規制強化につながることもあるが、皆さん規制緩和になったと勘違いして、往々にして手を抜いていいと思われがちであった。

CASBEEを義務から任意にすると、B⁻が主体となり、歯止めがかからなくなる恐れがある。事業者責任ということで、インセンティブが働くSやAを目指すところ以外は、少しでも建設費用を減らそうという傾向が見えてくるなら、この任意化は認めるべきではないという印象だ。義務づけによるしっかりとした規制があることで、仕事上楽になる部分もある。よくよく判断をしないと、求めているものと違う方向になってしまう可能性がある。今回の場合、私は任意化というのは認めるべきではないと思う。

(事務局)

この事例に限らず、政策的な誘導をする手段としては、厳しい順に罰則、補助金などの金銭的なメリット、公表の義務づけが考えられる。このCASBEEは、一番緩いものに該当するかと思うが、神戸市はこの公表の義務づけにどれだけの意味があるのか、と問いかけたのではないかと私は解釈している。形式的なもので別に公表されても構わない、そのようなものに意味はないのでは、という投げかけではないかと思った。

ただ仮に、公表を義務づけるという仕組みが意味が無いと言い始めると、全部罰則や補助金で誘導することになる。どこまで効果があるのか、どこまで事業者が気にするのかというのは確かにあるが、その状況をしっかりとオープンにするという手段は、CASBEEに限らず様々な政策で必要な手段ではないかと思う。公表に意味が無いとなると、他のものにもどんどん波及するのではないかと危惧している。

(委員)

今の公表というのは、届け出なかったことの公表という意味か。

(事務局)

いえ、評価結果の公表で、それが今インセンティブになっている。補助金も罰則もない

ので、その代わりに建物の性能を公表する。これが唯一のインセンティブになっていると思う。それに対し、その公表が形式的で意味があるのかと神戸市は投げかけていて、事業者が気にしているのか実態はわからないが、ただ評価をホームページでオープンにしていること自体は意味があるし、これを崩してしまうと補助金や罰則でしか担保する余地がなくなる。公表の是非に議論はあると思うが、やはり意味はあるし、他の政策でもこのようなものは多いのではないかと思う。

(委員)

皆さんの意見は、神戸市の提案どおりには認めないということだが、以下のようにまとめようと思う。

神戸市は、SやAが増えておらず底上げになっていないと主張するが、SやAは特別な、とても大きい超優良物件が目指すものだ。底上げというのは、SやAのレベルではなく、B⁻のものがB⁺をきちんと目指すということで、CASBEEの制度としての目的、目標が共有されていないのかもしれない。

私もてっきり、SやAを目指すべきだがそれには多額の費用がかかる、ということだと思っていたが、実際にはB⁻からB⁺への移行が目標で、そうであれば確かに底上げという言葉が非常にしっくりくる。目標はBの建物を、それほど大きな費用をかけずにBの中でも良いほうに持っていくことだから、SやAが増えていないからといって効果がないわけではない。B⁻をB⁺にするような、底上げが目標だと。

であれば、そのような建物に環境配慮を促すためには、義務づけしないと誰も出さない。Bという評価をいくら公表しても、特にいい評価ではないと思われるだけなので。問題は、もともと環境配慮に関心のない層に関心を持ってもらい、少しでも工夫してもらうことなので、対象の層を考えると義務づけは不可欠だと。

任意にすると、Bレベルの人は届出しなくなる。一部は好意的に対応してくれるだろうが、肝心の人々が対応してくれない。だから、届出しなかったことを公表可能とすることで誘導している。罰則まではつけないが、粘り強く説得していくきっかけとして義務にはしている。これを任意にすると、届出されなくなってしまう、底上げにつながらない。ただ底上げと言っても、法令上義務でないことも含めて底上げしようとしているので、罰則は行き過ぎだと。バランス感覚で、届出をしないことの公表に留めているのだと。

以上のことを踏まえ、CASBEE制度の政策目標から考えると、神戸市の意見ではこれらのポリシーを否定し、現行の制度をおかしいという主張の根拠は示されていないのではないか。Bレベルの建築主を考えると、任意の公表制度を残すだけではインセンティブになるとは思えない。ぎりぎりまで建築しないといけない人たちは、任意とすると届けを出してこなくなり、環境配慮を広めるというこの条例の目標が達成できない。それは適切なことではないだろう。

意見のあったことを私なりに整理してみたが、このような整理でよいか。では、この件について審議は終了ということだ。結論としては現行どおりということだが、理由づけをしっかりとしようということだ。

(2) 令和5年度報告書(案)について

(委員)

今日の審議結果は事務局でまとめた上で、原案の段階で委員に示すということか。

(事務局)

はい。こちらで追加の上、意見を伺う。

(委員)

もし意見があれば、事務局に提出いただければと思う。事務局は各委員から提出された意見、今日の審議内容等を踏まえて、報告書案を修正し各委員に示すように。その上で最終的な報告書の確定については私に一任いただくということで、お願いします。

(3) その他（令和6年度規制改革に関する提案募集について）

(委員)

来年度も年間を通して提案募集するというので、PRをお願いします。